

平成19年 No.34

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

改正理由

英語科教室の教室構成員の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年 4 月 4 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年4月5日

東京学芸大学長

鷺 山 恭 彦

平成19年規程第20号

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正について

改正理由：英語科教室の教室構成員の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改

正

〔省略〕

別表第3

構成分野一覧

教育系

教室名	構成員数	構成分野名及び選出数
〔省略〕		
英語科	13	英語科教育学 5 英語学・英米文学・文化研究 8
〔省略〕		
合計	200	

〔省略〕

附 則

この規程は、平成19年4月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

現

行

〔省略〕

別表第3

構成分野一覧

教育系

教室名	構成員数	構成分野名及び選出数
〔省略〕		
英語科	13	英語科教育学 4 英語学・英米文学・文化研究 9
〔省略〕		
合計	200	

〔省略〕